

総合人文科学研究センター研究部門
「COVID-19 を経験した社会の人文学」

2023 年度第 2 回研究会の報告

日時：2023 年 5 月 27 日（土）10 時 30 分から 12 時 15 分。

方法：Zoom 使用によるオンライン形式。

このたびの「COVID-19」研究、2023 年度第 2 回研究会は「大学生の苦情・異議申し立て：COVID-19 下でのイギリス高等教育独立裁定局(OIA)の活動」というテーマ、沖清豪先生（本学教授）が話題提供を行った。研究会は公開で開催され、部門構成員を含む 6 名の参加者を得た。発表後、予定時間を越えて、たいへん活発な議論が行われた。次回の研究会は、本年 6 月 30 日に開催する予定である。以下に沖先生のご執筆による発表内容を掲げる。

大学生の苦情・異議申し立て： COVID-19 下でのイギリス高等教育独立裁定局(OIA)の活動

沖 清豪（本学教授）

2020 年 1 月以降の COVID-19 の感染拡大やそれに伴うロックダウンは、世界の大学教育に甚大な影響を及ぼした。それは教育の質の低下やオンラインによる対面授業の代替にとどまらず、学生の教育機会の喪失やそれに伴う学生からの苦情・異議申し立てにつながっている。

こうした COVID-19 を起因の一つとする学生の苦情・異議の増加は、日本だけでなく世界各国でみられるものでもある。本報告では学生の苦情・異議申し立てに対する全国独立機関である独立裁定局(OIA, Office of Independent Adjudicator for Higher Education)が設立された背景を 1960 年代から 1990 年代末までのイギリス高等教育をめぐる課題に遡って確認したうえで、COVID-19 の感染拡大下における学生の苦情内容の特徴やその苦情申し立ての対応状況について、事例も交えつつ検討した。

報告後の質疑応答では、COVID-19 の感染拡大によるロックダウンが日英の大学教育に与えた影響に関する意見交換が行われた。まず、感染拡大前後の Brexit との関係やドイツ・フランスといった大陸諸国の学費が無償であることとの比較について質疑が行われた。また、イギリス国内でのアカウンタビリティ概念が、1990 年代に専門的観点からの説明という従来の捉え方から市場主義・消費者主義的な成果達成の要請、あるいは公的資金投入に対する数値化された成果を出す責任という捉え方へと転換したことが説明された。さらに、授業料後払い制度を採用しているイギリスにおいて、裁定を通じて授業料減免や慰謝料が大

学に課されることの意味や財務面での課題が話題となった。

一方で、授業方法については参加者がいずれも COVID-19 下でのオンライン授業への適応を迫られたことを共有し、大学教育に期待されるものが変容する可能性や、その中でも依然として残るものとしての身体性や社会性涵養という教育機能に関する意見や、こうした状況下で学生のメンタルヘルスをめぐる課題が重視されている点も話題となった。

全体を通じて、イギリスにおける大学教育における学生中心型アプローチへの転換が日本でどの程度進むのかという問いが共有される研究会となった。(沖先生記)

以上